

日本医学ジャーナリスト協会オンライン会議運用規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本医学ジャーナリスト協会（以下「本協会」という）が開催する会議においてオンライン会議をする場合の運用方法を明確にすることを目的とする。

(会議)

第2条 本協会がオンライン会議を利用できる会議は、総会、理事会、幹事会及び委員会とする。

(表決権)

第3条 オンライン会議の参加者は会議に出席したものとし定款に定められた表決権を有する。

(情報管理)

第4条 オンライン会議に出席する者は会議情報の外部への漏洩を防ぐように努める。会議出席のためのパソコン、スマートフォン等は個室にて使用する。

(システム管理者)

第5条 オンライン会議を円滑に運営するために本協会にシステム管理者1名以上を置き、関連するシステムを管理し、セキュリティ対策等を実施する。

(改定)

第6条 本規程の改定は理事会の決議による。

(本規程は2020年4月28日の理事会で承認され、同日から施行された。)